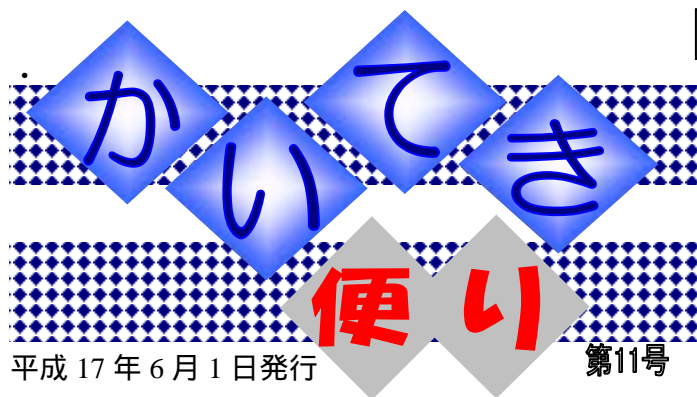


★★★「かいてき便り」を事業所内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★



INDEX

最近の動向

- 「第3回東京都高齢者虐待を考える会開催」
制度改正
- 「予防給付について」
報酬算定・運営基準のQ&A
- 「調理・洗濯・掃除等の家事ならいつでも生活援助を算定できるの？」
- 「サービスを利用する際、健康診断書の提出は必ず必要なの？」
- お知らせ
- 「『ケアマネジャーのための社会資源活用ハンドブック』作成」

○「第3回高齢者虐待を考える会」開催

最近の動向

さる5月23日、都庁第一本庁舎特別会議室にて、「第3回高齢者虐待を考える会」が開催されました。東京都では、行政と福祉・医療・保健の各機関、関係者及び都民が緊密な連携をもって高齢者とその家族を支え、「高齢者虐待」への対策を講じるため、昨年12月に「東京都高齢者虐待を考える会」を設置し、この問題に取り組んでいます。

今回の会議で報告・検討された事項は以下のとおりです。

1 個人情報保護法と高齢者虐待との関係における問題点

- ① 個人情報の利用目的の明示について
- ② 虐待の通報及びネットワークでの対応における個人情報の第三者提供について 等

2 現在与党において立法化が進められている高齢者虐待防止に関する法案の内容

- ① 介護サービス事業者を含む高齢者福祉に職務上関係のある者は虐待の早期発見に努めなければならないこと
- ② 虐待を発見した場合は区市町村への通報義務があること 等

3 今年度のとりまとめに盛り込む事項

- ① 家族支援の重要性
- ② 虐待防止に向けた今後の枠組み作り
- ③ 成年後見制度の活用 等

なお、今後は17年度前半に事例情報調査を元に各課題の分析を行い、後半はマニュアル作成を予定しています。
<問い合わせ先:在宅支援課 TEL 03-5320-4276>

○予防給付について - 衆議院厚生労働委員会審議における論点

制度改正

介護保険法の一部を改正する法律案は5月10日に衆議院において可決され、現在参議院で審議中ですが、予防給付等について、衆議院厚生労働委員会での審議における主な論点が下記のとおり厚生労働省より示されました。

なお、予防給付(及び地域支援)事業については、施行後3年をめどに費用対効果を検討し、必要な措置を講じる旨の内容が附則に追加されることとなりました。

予防給付の取扱い

新予防給付においても、適切なケアマネジメントに基づいて提供される家事援助は、個別の判断を経た上で、下記及びに該当するケースについては認められる。

自力で困難な行為(掃除、買物、調理等)があること。

同居家族による支えや地域の支え合い・支援サービスや他の福祉施策などの代替サービスが利用できない。

新予防給付は、軽度者の既存サービスのうち、一部の不適正なケースの適正化を目指すものであり、原則として、適正なケアマネジメントに基づいて独居や要介護者同士の夫婦の利用者が行うことができない家事をホームヘルパーが行う家事援助は、今までどおり利用できる。

新予防給付におけるケアマネジメントにおいては、当該サービスによる心身の状況の変化等について、加齢に伴う機能の変化も含め、適切なアセスメントを行うものとし、その中で必要とされるサービスについては新予防給付導入後も引き続き相当するサービスを受けられる。

新たなサービス限度額の設定は、現行の要支援と要介護1の限度額水準の違いを勘案し、費用の適正化など財政的な観点等から適切な水準とすべきと考える。

Q:調理・洗濯・掃除等の家事なら、いつでも生活援助を算定できるの？

報酬算定・運営基準のQ & A

A: 生活援助は、調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生じる居宅要介護者等に対して行われるサービスです。ただし、商品の販売や農作業等生業の援助的な行為や、直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為は認められません。また、利用者が単身もしくは家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものに限ります。

生活援助の適正な利用を確保するため、居宅サービス計画書には「生活援助中心型の算定理由」の記載欄があります。



★生活援助の不適正事例

①「直接本人の援助」に該当しない行為

→ 主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買物、布団干し
- ・ 来客の応接(お茶、食事の手配等)
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・ 自家用車の洗車・清掃

②「日常生活の援助」に該当しない行為

→ 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・ 草むしり
- ・ 花木の水遣り
- ・ 犬の散歩等ペットの世話

→ 「日常的に行われる家事の範囲を超える行為」

- ・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理

Q:サービスを利用する際、健康診断書の提出は必ず必要なの？

A: 事業者がサービスの利用申込者に関する健康状態を把握する場合には、利用申込者の負担軽減の観点から、安易に健康診断書の提出を求めることは適切ではありません。サービス担当者会議における情報の共有や居宅療養管理指導による主治医からの情報提供など、現行制度を活用して把握することが適切です。なお、やむを得ない事情で健康診断書の提出を求める場合には、その理由や費用の負担について説明し、利用者の同意を得ることが必要です。

○「ケアマネジャーのための地域生活を支える社会資源活用ハンドブック」を作成しました お知らせ

利用者の日常生活全般を支援するため、よりよい居宅サービス計画を作成するには、介護給付対象サービスだけでなく、保健医療サービス、福祉サービス、地域のボランティア活動など、様々な社会資源を考慮してケアマネジメントを行うことが大切です。東京都介護支援専門員支援会議では、地域の社会資源を有効に活用した効果的なケアプランの普及のため、「ケアマネジャーのための地域生活を支える社会資源活用ハンドブック」を作成しました。本ハンドブックは都庁第一庁舎 3 階都民情報ルーム(TEL03-5388-2276)にて販売しておりますので、ぜひご活用ください。

☆本誌の特徴

- ◆ 社会資源を上手に利用するポイントやそのために果たすべきケアマネジャーの役割などについてわかりやすく解説
- ◆ 「在宅介護支援センターを核に判断力の低下した一人暮らしの高齢者を支えた事例」「支援費サービスとの併用で重度障害者の在宅生活を支えた事例」など、社会資源を活用して利用者を支援したケアマネジメントの事例とそのケアプランを紹介(4 事例)
- ◆ ケアマネジメントリーダーへのアンケートをもとに、「床ずれをおこしやすい」「ゴミ捨てができない」など事例に応じた社会資源の活用例を、課題別に整理し、相談窓口や事業内容を紹介